



基安安発第 1127001 号
平成 18 年 11 月 27 日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長
(契 印 省 略)

突風によって走行クレーンが逸走することによる災害の防止について

標記災害の防止については、既に平成 16 年 2 月 16 日付け基安安発第 0216002 号「突風によって走行クレーンが逸走することによる災害の防止について」により指示しているところであるが、今般、新潟県の新潟東港においてコンテナクレーン（橋形クレーン）が強風により逸走し倒壊する重大災害が発生したところであり（別紙参照）、各局においては本通達に基づく同種災害防止対策について、管内関係事業場に対し改めて指導を徹底されたい。

なお、今般国土交通省港湾局から、別添 1 の全国のコンテナクレーンを有する各港湾管理者等に対して、別添 2 の文書によりコンテナクレーンの維持管理・運用等にかかる総点検を行うよう要請されているので参考にされたい。

コンテナクレーンが強風により逸走し倒壊した災害

1 発生日時 平成18年11月 7日(火) 午後2時15分頃

2 発生場所 新潟県新潟東港コンテナヤード

3 被災者 重傷1名、軽傷2名

4 発生状況

新潟東港コンテナヤードにおいて、コンテナクレーン(つり上げ荷重56.4ト)が強風により140メートルにわたり逸走してレール端の車輪止めに衝突・転倒した。このため、近くにあった休憩所損壊し、クレーン運転室にいたクレーン運転士1名と休憩所にいた労働者2名が負傷した。

なお、当該クレーンには、クレーンの走行を止める装置として、①車輪のディスクブレーキ、②レールを挟み込むレールクランプ(風速16m/sで自動的に作動)、③逸走防止装置の3種類が装備されており、災害発生当時は①と②は作動していた模様である。

(港湾管理者送付先)

港湾名	港湾管理者名	送付先
室蘭港	室蘭市	港湾部長
苫小牧港	苫小牧港管理組合	副管理者
石狩湾新港	石狩湾新港管理組合	副管理者
稚内港	稚内市	建設産業部長
小樽港	小樽市	港湾部長
八戸港	青森県	県土整備部長
仙台塩釜港	宮城県	土木部長
秋田港	秋田県	建設交通部長
酒田港	山形県	土木部長
小名浜港	福島県	土木部長
日立港	茨城県	土木部長
鹿島港	茨城県	
常陸那珂港	茨城県	
千葉港	千葉県	県土整備部長
東京港	東京都	港湾局長
横浜港	横浜市	港湾局長
川崎港	川崎市	港湾局長
新潟港	新潟県	港湾空港交通局長
直江津港	新潟県	
伏木富山港	富山県	土木部長
金沢港	石川県	土木部長
敦賀港	福井県	土木部長
清水港	静岡県	土木部長
御前崎港	静岡県	
三河港	愛知県	建設部長
名古屋港	名古屋港管理組合	副管理者

港湾名	港湾管理者名	送付先
四日市港	四日市港管理組合	副管理者
舞鶴港	京都府	土木建築部長
大阪港	大阪市	港湾局長
堺泉北港	大阪府	港湾局長
神戸港	神戸市	みなと総局長
姫路港	兵庫県	県土整備部長
和歌山下津港	和歌山県	県土整備部長
境港	境港管理組合	事務局長
浜田港	島根県	土木部長
水島港	岡山県	土木部長
広島港	広島県	港湾空港部長
福山港	広島県	
徳山下松港	山口県	土木建築部長
三田尻中関港	山口県	
松山港	愛媛県	土木部長
今治港	今治市	産業振興部長
高知港	高知県	港湾空港局長
下関港	下関市	港湾局長
北九州港	北九州市	港湾空港局長
博多港	福岡市	港湾局長
佐世保港	佐世保市	港湾部長
八代港	熊本県	土木部長
大分港	大分県	土木建築部長
細島港	宮崎県	土木部長
志布志港	鹿児島県	土木部長
那覇港	那覇港管理組合	副管理者

(名古屋港飛島コンテナ埠頭(株) 対応)

	中部地方整備局	港湾空港部長
--	---------	--------

(埠頭公社送付先)

港湾名	埠頭公社名	送付先
東京港	東京港埠頭公社	理事長
横浜港	横浜港埠頭公社	理事長
名古屋港	名古屋港埠頭公社	理事長
大阪港	大阪港埠頭公社	理事長
神戸港	神戸港埠頭公社	理事長

国 港 総 第 6 1 2 号
国 港 建 第 1 6 7 号
国 港 環 第 5 0 号
平 成 1 8 年 1 1 月 1 4 日

コンテナクレーンを有する各港湾管理者 宛

国土交通省港湾局

総 務 課 長

建 設 課 長

環 境 ・ 技 術 課 長

コンテナクレーンの維持管理・運用等にかかる
総点検の実施について

去る11月7日、新潟県の新潟港（東港）岸壁において、強風下、コンテナクレーン（ガントリークレーン）の倒壊事故が発生したところ です。

港湾法第54条に基づき委託した港湾施設の管理を適正にはかるためには、荷役機械等の重要施設についても併せて適正な管理を図って頂くことが必要です。

また、補助事業等により整備された港湾施設上の荷役機械についても同様に、適正な管理を図って頂くことが必要です。

そのため、国土交通省として、本事故の重大性から再発防止の一環として、全国のコンテナクレーン（ガントリークレーン）を有する港湾を対象に、同クレーンの適切な維持管理、運用等にかかる総点検を行いますので、下記事項について調査の上、ご報告頂きますようよろしくお願い申し上げます。

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 点検事項 | 別紙の通り |
| 2. 提出期限 | 11月27日（月）17時まで |
| 3. 回答方法 | 別添の様式(エクセルファイル)に記載し、メールにて返信
既存資料等を送付する場合は、メール又はFAX送付 |
| 4. 回答及び
問合せ先 | 港湾局環境・技術課 赤津、三崎
E-mail : akatsu-m2i3@mlit.go.jp、misaki-t852a@mlit.go.jp
TEL : 03-5253-8682 FAX : 03-5253-1653 |

コンテナクレーンの維持管理・運用に係る総点検

1 1月7日、強風下の新潟港（東港）岸壁において発生したコンテナクレーン（ガントリークレーン）倒壊事故に鑑み、再発防止の観点から、同クレーンの維持管理及び荒天時等における適切な管理・運用に関する総点検をお願いします。

以下の点検対象・点検内容について、別紙様式にて岸壁毎に回答願います。

○対象施設

全国の港湾に所在する、コンテナクレーン（ガントリークレーン）

○点検項目

1. クレーンの緊急点検について

設備面に万全を期すため、コンテナクレーンに関して、目視等による点検を実施願います。

なお、実施日及びその結果についても岸壁毎にまとめて報告願います。

2. クレーンの定期点検及び日常点検について

所定の法令^(※1)に関し、以下の項目について報告願います。

- ① 1年以内毎の定期自主点検(法令第34条)の実施主体者^(※2)
- ② 1ヶ月以内毎の定期自主点検(法令第35条)の実施主体者
- ③ 作業開始前の自主点検(法令第36条)の実施主体者

※1：「所定の法令」とは、クレーン等安全規則(S47.9.30 労働省令第34号)を指す。

※2：実施主体者については、別紙(回答様式)の 1.港湾管理者～5.その他 より選択する。

3. 荒天時の運用体制について

所定の法令^(※3)に関し、以下の項目について報告願います。

- ① 法令第31条の2(強風時の作業中止)における作業中止基準(風速)
- ② 法令第31条(暴風時における逸走の防止)における固定措置基準(風速)
- ③ 上記①②についての判断権者^(※4)
- ④ 上記①②における判断を下すための風速の観測手段
- ⑤ 観測した風速情報について、判断権者への伝達方法
(指示系統等を定めた運用体制があれば、別添資料として提示願います。)

※3：「所定の法令」とは、クレーン等安全規則(S47.9.30 労働省令第34号)を指す。

※4：判断権者については、別紙(回答様式)の 1.港湾管理者～5.その他 より選択する。

4. 点検、維持・管理、運用に関するマニュアル類について

項2, 3に関連した点検、維持・管理、運用に関するマニュアル、細則、内規等に関し、以下の項目について報告願います。

- ① 名称
- ② 策定者
- ③ 策定期期

(マニュアル等の目次(又は項目出した資料)についても、併せて提出願います。)

(参考) クレーン等安全規則(S47.9.30 労働省令第34号) より一部抜粋

第二節 使用及び就業

第十六～三十条 略

(暴風時における逸走の防止)

第三十一条 事業者は、瞬間風速が毎秒三十メートルをこえる風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されている走行クレーンについて、逸走防止装置を作用させる等その逸走を防止するための措置を講じなければならない。

(強風時の作業中止)

第三十一条の二 事業者は、強風のため、クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止しなければならない。

(強風時における損壊の防止)

第三十一条の三 事業者は、前条の規定により作業を中止した場合であつてジブクレーンのジブが損壊するおそれのあるときは、当該ジブの位置を固定させる等によりジブの損壊による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(運転位置からの離脱の禁止)

第三十二条 事業者は、クレーンの運転者を、荷をつつたままで、運転位置から離れさせてはならない。

2 前項の運転者は、荷をつつたままで、運転位置を離れてはならない。

(組立て等の作業)

第三十三条 事業者は、クレーンの組立て又は解体の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 作業を指揮する者を選任して、その者の指揮のもとに作業を実施させること。
- 二 作業を行なう区域に関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。
- 三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させないこと。
- 2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行なわせなければならない。
 - 一 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。
 - 二 材料の欠点の有無並びに器具及び工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
 - 三 作業中、安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

第三節 定期自主検査等

(定期自主検査)

第三十四条 事業者は、クレーンを設置した後、一年以内ごとに一回、定期に、当該クレーンについて自主検査を行なわなければならない。ただし、一年をこえる期間使用しないクレーンの当該使用しない期間においては、この限りでない。

2 事業者は、前項ただし書のクレーンについては、その使用を再び開始する際に、自主検査を行なわなければならない。

3 事業者は、前二項の自主検査においては、荷重試験を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するクレーンについては、この限りでない。

- 一 当該自主検査を行う日前二月以内に第四十条第一項の規定に基づく荷重試験を行ったクレーン又は当該自主検査を行う日後二月以内にクレーン検査証の有効期間が満了するクレーン
- 二 発電所、変電所等の場所で荷重試験を行うことが著しく困難なところに設置されており、かつ、所轄労働基準監督署長が荷重試験の必要がないと認めたクレーン

4 前項の荷重試験は、クレーンに定格荷重に相当する荷重の荷をつつて、つり上げ、走行、旋回、トロリの横行等の作動を定格速度により行なうものとする。

第三十五条 事業者は、クレーンについて、一月以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。ただし、一月をこえる期間使用しないクレーンの当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無
- 二 ワイヤロープ及びつりチェーンの損傷の有無
- 三 フック、グラブバケツ等のつり具の損傷の有無
- 四 配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラーの異常の有無
- 五 ケーブルクレーンにあつては、メインロープ、レールロープ及びガイロープを緊結している部分の異常の有無並びにウインチの据付けの状態

2 事業者は、前項ただし書のクレーンについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。

(作業開始前の点検)

第三十六条 事業者は、クレーンを用いて作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行なわなければならない。

- 一 巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能
- 二 ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態
- 三 ワイヤロープが通っている箇所の状態

(暴風後等の点検)

第三十七条 事業者は、屋外に設置されているクレーンを用いて瞬間風速が毎秒三十メートルをこえる風が吹いた後に作業を行なうとき、又はクレーンを用いて中震以上の震度の地震の後に作業を行なうときは、あらかじめ、クレーンの各部分の異常の有無について点検を行なわなければならない。

(自主検査等の記録)

第三十八条 事業者は、この節に定める自主検査及び点検（第三十六条の点検を除く。）の結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(補修)

第三十九条 事業者は、この節に定める自主検査又は点検を行なった場合において、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

港湾荷役機械の維持管理・運用に係る総点検

(別紙)回答様式

港湾名称	ふ頭名称	岸壁名称	クレーン 基数	1. クレーンの緊急点検		2. クレーンの定期点検 及び日常点検			3. 荒天時の運用体制					4. 点検、維持管理、運用に関するマニュアル等			
				点検実施日	実施結果	①	②	③	①	②	③ 荷役作業中止の 判断権者	④ クレーン固定措置 の判断権者	⑤ 風速の計測手段	⑥ 伝達方法	① マニュアル、細則、内規等の名称	② 策定者	③ 策定期期
						(1年以内毎の 自主検査)	(1月以内毎の 自主検査)	(作業開始前の 自主点検)	基準となる風速 の基準となる風速	クレーン固定措置 の基準となる風速							
				1.良好 2.所見有り	1.港湾管理者 2.クレーン設置者 (港湾管理者を除く) 3.指定管理者 4.港運業者 5.その他(具体に記入)	(m/s)	(m/s)	1.港湾管理者() 2.クレーン設置者() (港湾管理者を除く) 3.指定管理者() 4.港運業者() 5.その他()	2 (現場 事務所長)	1.クレーン に計測機 器を設置 2.その他()			1.〇〇港ガントリークレーンの維持管理マニュアル 2.〇〇港ガントリークレーン運用指針	1.〇〇市〇〇局〇〇課 2.〇〇〇	1. H〇年〇月 2. H〇年〇月		

1~5より選択。
5.については、
()内に具体的な判断者を記入。

1~4より選択。
()内に具体的な判断者を記入。

伝達方法について簡潔に記入。
(別途資料による回答も可)

マニュアル等が複数の場合は、全て記入願います。